

【 入院時食事療養費について 】

1. 入院時食事療養費（Ⅰ）

当病院は、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出をしており、管理栄養士によって管理され、疾患・病状・年齢等に適切な栄養量及び内容の食事療養を行っております。食事療養は適時（朝食8時・昼食12時・夕食18時以降）かつ適温で提供されます。

入院時食事療養費（Ⅰ）の標準負担額について（1食につき）

◎70歳未満の方

区分			標準負担額
一般（下記以外）			1食490円
低所得者 （住民税非課税）	過去12カ月の入院日数	90日以下	1食230円
		91日以上	1食160円

◎70歳以上の方

区分			標準負担額
一般（下記以外）			1食490円
低所得者Ⅱ （住民税非課税）	過去12カ月の入院日数	90日以下	1食230円
		91日以上	1食160円
低所得者Ⅰ（住民税非課税）			1食110円

2. 治療食の提供（対象患者様のみ・1食76円）

疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づいて、患者様の年齢・病状等に対応した栄養量及び内容を有する治療食が提供されます。

治療食：糖尿食、減塩食、腎臓食 等